

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚岸町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先における情報の不正な利用等への対策として、委託事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

厚岸町長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種に関する事務	
②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行なう。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種台帳(予防接種歴) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種対象者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一10項並びに予防接種法第5条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条別表第二項番17、18、19並びに予防接種法施行規則第10条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉課	
②所属長の役職名	保健福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 0153-52-3131	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	保健福祉課 北海道厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地 0153-53-3333	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 阿部 延昭	保健福祉課長	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年7月31日時点	平成31年5月31日時点	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年7月31日時点	平成31年5月31日時点	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和3年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行なう。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種台帳(予防接種歴)	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行なう。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種台帳(予防接種歴) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一10項並びに予 防接種法第5条	・番号法第9条第1項、別表第一10項並びに予 防接種法第5条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提 供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年5月31日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年5月31日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 なう。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 握 ②予防接種台帳(予防接種歴) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 なう。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 握 ②予防接種台帳(予防接種歴) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年5月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	
令和3年12月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年5月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	
令和3年12月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一10項並びに予 防接種法第5条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提 供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表第一10項並びに予 防接種法第5条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提 供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	